

豊中市立小・中学校タブレット端末用 LTE 回線提供業務 仕様書

1. 背景・目的

本業務は、GIGA スクール構想の第2期を見据え、豊中市立小・中学校における学習者用タブレット端末の利活用を支えるため、インターネット環境の影響を受けずに安定した接続を可能とする LTE 通信回線を提供することにより、ICT を活用した学びの充実を図ることを目的とする。

2. 業務全般にかかる事項

- (1) 本業務の遂行にあたっては、GIGA スクール構想の趣旨に基づき、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を支援する通信環境を構築することを基本とする。
- (2) 本仕様書および契約書に定めのない事項については、4G/5G 通信サービス契約約款に準拠するものとする。また、契約書および本仕様書の内容が、当該約款その他の文書と競合する場合は、契約書および本仕様書を優先して適用するものとする。

3. 業務内容

以下に定める仕様を満たすデータ通信回線を **33,364 回線** 提供すること。

- (1) 契約期間は、令和8年12月1日から令和13年11月30日まで（60ヵ月）とする。ただし、タブレット端末の設定及び配布に要する期間（令和8年7月1日から令和8年11月30日まで）のデータ通信は受注者の費用において可能とするものとする。
- (2) **33,364 回線**の内 29,643 回線及び予備回線 815 回線は新規回線(eSIM)、2,906 回線は既存回線 (eSIM) となる。既存回線については落札事業者の費用において回線の切替え (MNP) を行うこと。切替えに必要な既存回線の電話番号は発注者から受注者へ提供する。
- (3) 受注者は、電気通信事業法第9条に規定された、総務大臣の登録を受け移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であって、移動通信サービスにかかわる無線局を自ら開設、運用している事業者であること。
- (4) SIM の規格は、発注者及びタブレット端末の納品業者と別途調整の上決定すること。
- (5) 受注者は、GIGA スクール構想での通信回線提供実績を有していること。
- (6) モバイル通信提供エリアにおいて、モバイル通信回線を安定的に利用できること
- (7) 周波数帯はモバイル通信 (4G~5G) 700~900MHz 帯にて1バンド以上に対応していること。
- (8) 契約期間満了時までの児童生徒の学びを保証する観点から、データ通信の毎月の通信量は1回線あたり 20GB 以上を確保すること。なお、ユーザに割り当てられた毎月の通信容量を月内に使い切らなかった場合、当該ユーザはその翌月に限り、使い切らなかった通信容量を翌月に上乗せして使用できるサービス（いわゆる通信容量

翌月繰り越しサービス)を提供すること。

- (9) 毎月の通信容量を超過したユーザについては、通信を停止せず、低速措置等でインターネット接続自体は可能な仕組みを確保すること。
- (10) 1人1台端末導入の対象敷地内において、本調達で整備するモバイル通信回線が、利用者に責のない利用状況において、利用不能または不安定であることにより、1人1台端末の利用に支障が生じる場合は、導入前までに対策を行い、提供時には市立学校全てで安定した通信ができるように基地局の設置等を完了しておくこと。なお、かかる費用については全て事業者負担とすること。
- (11) 本市内 LTE 通信提供エリアにおいて、通信状況が悪い箇所があり、当該箇所で通信回線を利用するユーザからの改善要望があった場合は、可能な範囲で改善に向けて取り組むこと。
- (12) 受注者は、大規模災害発生時において通信確保のための体制、設備を有すること。
 - ・無線局の無停電化、24時間以上の電力確保
 - ・車載型/可搬型移動無線局による迅速な通信回復体制の確保

4. タブレット端末の調達事業者との連絡調整

- (1) 本業務で調達する通信回線は、発注者が別途調達するタブレット端末(SIM フリーモデル)で使用する予定である。そのため、タブレット端末の調達事業者と別途調整の上、回線利用に必要な情報および eSIM 情報の提供を行うこと(タブレット端末への eSIM の設定及び APN 設定投入等の設定作業は、タブレット端末の調達事業者が実施することを想定している)。
- (2) eSIM の納品時期・納品場所および通信回線の使用開始日についても、タブレット端末の調達事業者と別途調整すること。

5. LTE 回線利用料の取り扱いについて

- (1) LTE 回線利用料は、消費税及び地方消費税の税率変更によるものを除き、契約期間中においては料金の増額は一切行わない。
- (2) 発注者が承諾した場合を除き、契約期間中においては、サービスの追加等に伴う料金の増額は一切行わないものとする。
- (3) 受注者において一方的に料金の増額またはサービスの追加等に伴う料金の増額を行った場合、これにかかる請求書は無効とし、受注者は改めて正当な請求書を発行するものとする。この場合において、豊中市立小・中学校タブレット端末用 LTE 回線提供業務契約書第3条第3項に定める発注者の支払期限は、正当な請求書の請求日から再び起算するものとする。
- (4) 毎月の回線使用料には、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料相当額を含むものとする。また履行期間内に、基礎的電気通信役務支援機関によるユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料に変更があった場合においても、契約単価は変更しないものとする。

- (5) Web を通じて通信回線ごとの利用明細・内訳書を閲覧・集計できるなど、極端な通信利用を可視化できるサービスを付加すること。当該サービスの提供が難しい場合は、利用状況をまとめたデータを毎月発注者へ提出すること。
- (6) eSIM の再発行手数料は免除とすること。
- (7) 児童生徒数の増減に対応するため、累計契約回線数の 5%までの回線解約については、受注者は解除料を免除し、発注者への解除料の請求を行わないものとする。
- (8) 契約期間満了後は全回線について別途の費用が発生することなく回線の解約ができるものとする。

6. 機密の保持

- (1) 受注者は、発注者の許可なく本業務で知り得た情報や資料等について公表をしてはならない。また、第三者に対し情報が漏洩しないよう十分な配慮をすること。
- (2) 受注者及び本業務従事者は、業務上知り得た情報について、第三者に漏洩し、又は他の目的に利用してはならない。本契約終了後または解除後においても守秘義務を負うものとする。
- (3) 本業務で新たに作成された成果品の著作権は、発注者に帰属するものとする。

7. その他

仕様書に規定のされていない事項または解釈に疑義が生じた場合は、都度、発注者・受注者協議のうえ、定めるものとする。